

会 議 名 議会改革特別委員会  
開閉日時 平成26年6月13日(金) 午前11時23分～午後0時5分  
会 場 委員会室

1. 出席者

1番 長谷川 広昌、 2番 黒川 美克、 3番 柳沢 英希、  
5番 柴田 耕一、 7番 杉浦 辰夫、 11番 鷺見 宗重、  
14番 内藤 皓嗣、 15番 小嶋 克文  
オブザーバー 議長、副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

浅岡保夫、幸前信雄、北川広人、鈴木勝彦、内藤とし子、小野田由紀子

4. 説明のため出席した者

なし

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記2名

6. 付議事項

- 1 特別委員会第41回の検討結果について
- 2 議会報告会の反省について
- 3 議会報告会開催報告の議会だより等での公表について
- 4 その他

7. 会議経過

委員長挨拶

委員長 次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小嶋克文委員を指名いたします。

《議 題》

1 特別委員会第41回の検討結果について

委員長 過日、「議会改革特別委員会（第41回）検討結果について」を配布させていただき、お目通しをいただいていると存じますが、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

意 見 な し

2 議会報告会の反省について

委員長 過日、議会改革特別委員会開催に伴う関係資料を配布させていただき、お目通しをいただいていると存じますが、それも含めて、何か御意見等がございましたら、お願いいたします。

意 見 な し

委員長 何か。

意（14） 先回のときは私が議長ということの状況のときに開催されたわけですが、私自身も報告の1人として立ちましたけども、市民の方からの意見、質問に対して的確な答えができたのかなという疑問は残っております。特に、市民菜園に関してはいろいろと御意見やら御質問がありまして、ちょっと意見というか、質問と答弁が、答弁というと大げさですけども、お答えが何かちょっとずれたような感じがしないでもなかったものですから、あの辺をもう少し気をつけたほうがいいのかないかなという思いがいたします。それと、資料の6)のところですね、後ろのほうです。高浜市総合計画についてということで文書がつつらつつら書いてありますけども、ここではないですね。すみません。一番最後のA3版の一番上のところに、「総合計画について」ということで書かれておりますけども。一応、読みますと、「高浜市総合計画について賛成意見は容易に今までのことを続けていけばよいということが見え見えです。市民の本音に切り込んで計画されたものではなく、言葉面もツラツラとあちこちから持ってきた文面をくっつけただけのように思えてなりません。形だけの議会、市政になっていることにあらためてガックリしました。市民菜園の件につきまして、住民にやさしいまちづくりを目指しているのならば、条例はそのままのこすべきだったのではないのでしょうか。やさしい条例づくりのために議員さんたちは力を尽くすべきではないのでしょうか。」ということがありますけども、市民菜園のことはちょっと除いても、総合計画について議会が基本計画を審査して承認したということ自体に対しては、何か十分理解していただけないような気がするんですね。基本計画ですから具体的なことを決めたわけではないので、こういう高浜市をつくっていきましょうということを言っている。それを決めたわけですから、そのことを市民の方、受けとめる側もそういうふうにとめてもらわないと、この言葉を言われて、このまま放置しておいてはいけないうのかなと。総合計画というものは、こういうものですよということをきちんと教えるとか知らせる必要が、議会だよりなりホームページの中で、やっていかなければいけないのではないかとこのように思います。疑問があったことに対しては、きちんと答えていかないと、その方は疑問のままに終わって、議会不信になってしまうので、どんな小さなことでも答えて、議会は議会として

きちんとやっているんだということを知らせていく必要があるのかなと、そういうふうに思います。

委員長 ほかに御意見は。

意見なし

委員長 反省ですので。3番、柳沢委員。

意(3) 今回のコメントとかでも、出席される市民の方がもっと多いといいかなというお話があります。それで、今回、その何人というのも細かく出していただいておりますけども。議会全体でやることですので、動員、どうこうという形ではなくて、もう少し何かこう市民の方に、その議会報告会やっているPRの仕方をもう少しちょっと考えてもいいのかなというふうにちょっと思いました。

委員長 今の御意見、毎回、これ何回かの議会報告会をやって、出席者が、当然、今回、まとめてみえるみたいな人数ですので、もう少しいたほうがいいかなとは、皆さん思ってみえると思います。それに対して、毎回、一応、取り組みはしているんですけど、今の状態ですので、今後、また課題として、もう少し皆さんが来ていただくようなですね、曜日なりとか、時間なりとか、いろいろなことが出てくると思いますので、また協議していきたいと思います。14番、内藤委員。

意(14) これを、結果についてはあれですよ、議会だよりのほうで、この後でありますよね。

委員長 はい、後でやります。

意(14) ありますよね。それをそれからのほうがいいのか。それが、今、ここでは反省がどこまで反映されているのかなということを知りたいと思っております。

委員長 ほかに、この報告会の反省について。

意見なし

委員長 なければ、次に移りますけど、いいですか。

意見なし

### 3 議会報告会開催報告の議会だより等での公表について

委員長 皆さん、これを手元に持ってみえますかね。

「はい。」と発声するものあり。

「計算のもの。」と発声するものあり。

委員長 はい、アンケートとか、集約した意見等のあれは、いいですかね。まず、アンケートの集約及び意見のまとめの提出、報告についてですけど。これアンケートの集約結果は、皆さん御覧のとおり表に1ページ、それから、意見、報告のおおのコメント、それから質問等、それから意見等ということで、おのおの分けて一応まとめさせていただきましたけど。このまとめ方は前回とこれは変わらないと思いますけど、当然、内容については、その時々で違ってきますけど。

意見なし

委員長 いいですかね。

意見なし

委員長 あとは、また提出された意見、質疑等の対応、協議ということですけど。これについて、きょうお手元に配布させていただきました議会、この、今、

お手元に配らせていただきました中で、議会報告会、福祉文教委員会の質疑の部分で、前回、議会報告会で議会の特別議決ですか、を要するものについて一応答えさせていただきましたけど、これについて事務局のほうからちょっと説明をお願いいたします。

説（事務局長） 少し御説明をさせていただきますが、質疑の中で指定管理者を指定する場合の議決の方法でございまして、特別議決ではないかという御質問がされております。まず、議会の特別議決を要するものについては、今、お配りいたしましたお手元の資料になるわけでございますが、簡単に御説明いたしますと、出席議員の3分の2以上のものの同意を必要とするものについては、御覧のとおりでございます。例えば、事務所の設置、または、変更の条例は、これは地方公共団体がその事務所の、市役所ですね、の位置を設置したり変更した場合には、条例でこれを定めなければならないというふうになっております。この場合の議会の議決でございますが、この場合は出席議員の3分の2以上のものの同意を必要とするものでございます。例えば、16名の出席議員の場合には、11人以上の同意が必要だということでございます。これが特別議決というものでございまして、また、議員の3分の2以上のものが出席をし、その4分の3以上のものの同意を必要とするものにつきましては、主要職員の解職の同意だとか、議員の除名同意等がございます。この場合の16人の出席の場合には、12人以上の同意が必要だということでございます。また、議員数の4分の3以上のものが出席をし、その5分の4以上のものの同意が必要とするものにつきましては、議会の自主解散の同意につきましては、16人の場合には、13人以上の同意が必要と、こういった項目が特別議決を要するものでございます。そこで、御質問の指定管理者に対する議会の議決でございます。資料の出席議員の3分の2以上のものの同意の一番下になりますけど、条例で定める特に重要な公の施設のうち、条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、または条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときには、議会において出席議員の3分の2以上のものの同意を得なければならないとしておりますが、本市では、条例で定める重要な公の施設及び特に重要なものについては、規定をしてございませんので、つまり、その議決につ

いては議会の過半数議決、普通議決ですね、としているということでございますので、御承知おきをお願いいたしたいと思います。参考までに、条例で定める特に重要なものとしまして、他市におきまして、水道事業施設だとか、下水道事業施設だとか、清掃事業施設、それから、乗合自動車旅客運送事業施設、それから、高速鉄道事業施設等が重要な施設ということで、他市では、条例では定めておるところもございます。

委員長 今、改めて局長のほうから説明してもらったのは、議会報告会での場での答えと一部ちょっとつけ加えた部分もありますし、詳しい内容が、今、説明していただきましたけど、この対応については、どうしたらよろしいでしょうか。

「何に対しての。」と発声するものあり。

委員長 はい、あのですね。

「あのときは誰か答えたのではないですか。」と発声するものあり。

委員長 詳しく、今、説明してもらいましたから、それを改めて、変更というわけではないですけど、追加説明的なことに今なっているわけですけど。

「高浜市は、ないって。」と発声するものあり。

「ないと言っているからね。」と発声するものあり。

委員長 だから、いいわけか。

「ここまで詳しくは言っていないけども。」と発声するものあり。

委員長 ない。

「結果的には質問としては。」と発声するものあり。

「重要案件ではない。」と発声するものあり。

「答えていないことになっている。」と発声するものあり。

委員長 ないということだね。

「では、いいではないですか。」と発声するものあり。

委員長 はい。今は、あくまでも皆さん、この特別議決を要するものについてという説明で、御承知おきいただければと思います。ほかにはどうでしょうか。

意見なし

委員長 この議会だより、提出された意見、質疑等に対応する。

意見なし

委員長 なければ、今後、この内容を市議会だより「ぴいふる」で公表していくわけですが、この範囲ですね、どこまでかを、この6月定例会終了後載せるわけですが、一応こちらが、副議長のほうから聞いているのが、お手元の議会報告会アンケート集約結果の一覧表と、あと3、4、5、6でいうコメント及び質問書、ここのページまでは2ページとして載せられるということで聞いていますので、その内容で、よかったですでしょうか、副議長。

意（副議長） 6月6日の編集委員会で「ぴいふる」のレイアウト案ということで、議会報告会のアンケート集約、集計報告ということで、2ページ分を確保してというのか、考えております。

委員長 ということで、今、言われた2ページということで、この議会報告会アンケート集約結果、コメント及び質疑、意見等でちょうど入るページ数ということで、よろしいですかね。

「はい。」と発声するものあり。

委員長 はい、わかりました。特に、この今の「ぴいぷる」への内容、載せることについて、御意見は。

「いいですか。」と発声するものあり。

委員長 5番、柴田委員。

意(5) 6)番で、その他、高浜市議会に対しての御意見ということで、8個ぐらいあると思うんですけど、下から2番目の「頑張って要務取組み期待しています。」とか、一番下の「議員一人が3名位を責任をもって要請し、動員を計るよう検討下さい。」と、こういったことも載せてもいいのか、それとも今後の課題とするのか。そこら辺、お願いします、どうしたらいいのか。

委員長 ただいまの御意見について。3番、柳沢委員。

意(3) 僕も「要務取組み期待しています。」、よくわからないんですけども。下のその「動員を計るよう検討下さい。」というのは、議員がそれぞれ動員するのであれば個人の議会報告会なり、市政報告会でいいと思いますので、今回、議会全体でということですので、いろんなところで意見が、もう少し参加者、市民の参加者が多ければという言葉をいただいていますので、PR方法等、またちょっと考えていくということで、動員というのは、特段、僕は必要ないのかなと思いますけども。

委員長 この、今、2項目について、ほかに御意見は。14番、内藤委員。

意(14) 今、話を進められておるのは、これをそのまま載せるというようなことなのか。意見があったり、質問的なものがあれば、それに対して答えておかないといけないのではないですか。答えるべきことは答えておかないと。

意見と議会からの答えと、ないと。

委員長 質問。

意(14) これ質問ではないかもしれないけど、今、言われたような議員1

人が3名ということはこの人は言っているけど、議会としては、そうでないのであればそうでないということを書かなければいけないではないか。言われっぱなしではまずいのではないですかね。僕としては、合意の上ですよ。合意の上で、あくまでも議会報告会というのは、議員の個人的な報告会ではないから、そういうことはしませんよとかね。そういう言い方がいいかどうかわからないですけど、議会としての見解をつけておかないと、意見を聞いただけで、それを何、流してしまうということ、聞き流すということ。

委員長 今の御意見ですけど。今の言われる内容ですと、ここの2つに限らず、当然、この御意見等では、全て質問ではないですけど、意見に対して答えてほしいということの書き方になってはいるものですから、前回の議会報告会、終わった後の。

「前のものは、なかったかな。」と発声するものあり。

意(14) すみません。

委員長 はい、どうぞ。

意(14) もし、当日、その場でこういう意見とか、まあ意見を受けないかもしれないかもしれませんが、質問的な形で出てきたときに、そのときに黙って過ごせるわけではないわけですよ。だから、アンケートも一つのその場で出ているのと同じ扱いで扱っていくべきではないのかなと思いますけどね。

委員長 どうですか、今の御意見に対して。2番、黒川委員。

意(2) 今、前の議長、言われたとおりで、どちらにしましても議会だよりで載せられる部分というのは、2ページのスペースしかないわけですので、前のときは、それに載せられない部分については、ホームページだとか、そういうので見てくださとかいう、そういったあれが載っていたと思うんですけども。そういう対応で、まあそれは本来からいけば、俺はインターネットが見られないぞと言われる人だということと不都合な部分があるかもせれませんけれども、基本的、載せられる部分の制約があるわけですので、その部分は、わざわざホームページをうちもつくっているわけですので、それで見ただけのよ

うな形で載せていただければどうかなというふうに思うんですけれども。

委員長 今、黒川委員が言われるように、前回はそういうあれで対応しているということであれば、今回のページ、枠としては2ページしかないものですから、その個々で御意見に対してということは、ちょっと返答はできないということで、はい。内藤委員、どうですか。

意(14) 今、黒川委員が言われたとおりでいいと思いますよ、その内容的にはね。それで、私が思うのは、随分前に、私、言ったんですけど、議会報告会は、特別委員会でやるよりも、ほかのところでやったほうがいいという提案させていただいて、編集委員会で、今、やっていただいているものですから、編集委員会のほうで、こういう意見なり御質問に対して取りまとめて、それをここでもし確認する必要があるれば、どこかで確認しなくてはいけないと思いますけども、議会の合意で発信するわけですから。まずは、ここで意見調整ではなくて、編集委員会のほうで意見調整というか、回答か何かを示していただいて、それをここでやるのかどこでやるのかわかりませんが、ここでやるのがよければここでもいいんですけども、それで確認をとって、それからホームページなり議会だよりに掲載するという形のほうのほうがいいのかなというふうに、私は思いますけどもね。

委員長 今、言われる御意見は、前から内藤委員、言われていて、前、議長のときもそうだったんですけど、言われていることだと思います。今回、これで決めていただきたいのは、その内容をですね、アンケートの集約はあれとしても、各コメント及び質問、御意見等をそのまま載っているものか、これは省くのか、先ほど2委員が言われたように、これは外すなら外しておくとか、そういうことが、しているものかどうかということです。

意(11) 委員長。

委員長 11番、鷺見委員。

意(11) 先ほども言われているんですけど、5)のところは質問ですので、これもちょっと答えるべきところは、答えないといけないのではないかなというふうに思っています。

委員長 それは、いいですか。

意（１１） はい。

委員長 先ほど、今、意見言ったように「びいふる」の中ではなく、ホームページで答えるというのは、前からのあれで、返答の仕方ということになっていますので、それで通したいと思います。

意（１１） わかりました。

委員長 ３番、柳沢委員。

意（３） ホームページに載せるということで、この５）番と６）番に対してということなんですけども、これをやるのは編集委員会さんのほうではなくて、議会改革特別委員会のほうで本来やるべき話ではないですか。

「編集委員というか、それをやるというは。」と発声するものあり。

「段取り。」と発声するものあり。

「段取りになっていたかな。」と発声するものあり。

「いままでは、そんなあれは。」と発声するものあり。

「やらなかった。」と発声するものあり。

「そのままホームページに載せてしまっている。」と発声するものあり。

「違う、そういうことではなくて。」と発声するものあり。

「回答を。」と発声するものあり。

「つくるのは。」と発声するものあり。

「前は、どうだったですか。」と発声するものあり。

「いままでは、議会改革でやっていた。」と発声するものあり。

「ここで。」と発声するものあり。

「担当を決めてもらって、それぞれ回答を書いてもらい、全員で検討して、これでOKが出て、出している。」と発声するものあり。

「間に合うかな。」と発声するものあり。

「ホームページに載せる。」と発声するものあり。

「いちいち話が変わる。」と発声するものあり。

委員長 はい、ちょっと、順番に。

「整理してください。」と発声するものあり。

委員長 今、あくまでも載せる、ホームページ、ホームページではない、「ぴいぷる」、議会だよりですね。議会だよりに載せるのとしては、集約結果はいいとして、今、意見が出ています質問と、それから、意見等に対しての答えについては、先ほど言ったみたいにホームページで答える。答える内容については、この議会改革特別委員会の中で協議して、その返答をつくって、でき次第ホームページへということで、そういうことでよろしいでしょうか。

「わかりました。」と発声するものあり。

委員長 14番、内藤委員。

意(14) 要するに、意見とか質問についてはそのまま載せて、その回答はホームページでという、全てだね。

委員長 はい。

意(14) 全てをそうすると。ページ数が余ったから一部は載せるということではなくて。はい、わかりました。

委員長 先ほどからちょっと言っているその意見等の部分で、先ほど出ました下から1番目、2番目の部分、この部分についてはそのまま載せるかどうかという。これについては、どうでしょうか。

意見なし

委員長 出された人にとっては、自分のが省かれるということに思われるかもしれない。

「それは、違和感があるのではないですか。」と発声するものあり。

委員長 向こうが答えて、意見として要求してみえることと、ちょっと。3番、柳沢委員。

意(3) 今回はこれだけの出席者で、これだけの数ということで載せようと思えば、全部載せられると思うんですけど、万が一、例えば、今後ふえた場合にどうしていくというのも考えたときに、ある程度は整理していくとは思うんですけど。

委員長 今後、ふえていくというのは、その内容。

意(3) 要は、例えば、参加者がふえて、質問、意見等がふえた場合ですよ。載り切らないよといった場合は、おのずと整理をされていくわけなので。

委員長 それは、当然、議会だよりのページ割にも関係してきますので、それは整理することもあり得ます。2番、黒川委員。

意(2) ホームページのほうでしたら別に紙面の制約がないわけですから、このまま、いわゆるその意見として出てきたやつは、そのまま、僕は載せてしまっても、そのスペース的には問題ないではないかと。ですから、あと「ぴいぷる」は、当然、紙面の都合があるわけですので、その部分は、当然、編集委員会のほうで、こういう具合ですよというのを特別委員会の報告させていただいて、それで、あとそれに対する、今度、質問に対する答えだとかなんかというのは、うちが、編集委員会なら編集委員会のほうで、こういったあれがありましたよということで、その答えなければいけない部分については、特別委員会で回答いただいて、それでホームページに載せるだとか、そういう形のことを考えていくべきではないのかなというふうに思うんですけども。

委員長 3番、柳沢委員。

意(3) ですから、これは全体的にホームページに載せて回答していくという形ではないですか。それで、ちょっと僕が言いたいのは、「ぴいぷる」のほうに載せるというのは、面積的にも限られているわけなので、例えば、今回のこういった一言の文章でも載っていたものが、ふえたから、では削られたよというのも、なかなか、今後、見えづらいかなと思うので、例えば、期待していますとか、そういったものに関しては、「ぴいぷる」のほうへの掲載はなくてもいいのかなというふうにちょっと思っています。

委員長 副議長、何か。

意（副議長） いえ。載せなくてもいいのではないかという話になったので、別に、いいのではないですか。と思います。

委員長 載せなくても。

意（副議長） いや、「ぴいふる」にスペースの関係で載らなければ、その分はホームページのほうで見てくださいという形でお断りすれば、いいのではないのでしょうかと。

委員長 そういうことね。

意（副議長） ただし、載せなければいけないという話になればね、ページ数をふやしてやれるのかどうかという話を編集委員会の中で、また検討する必要は出てくるのかなとは思いますがね。

委員長 14番、内藤委員。

意（14） スペース的な意味で外すとか、載せるとかということならそれでいいかもしれませんが、趣旨的に、これちょっとまずいよというか、載せないほうがいいよというのであれば、ホームページであろうが、議会だよりであろうが、僕は同じだと思いますけどね。

委員長 今、内藤委員が言われた、これは、前はなかったんですけど、2回か3回前かなんかの、その「ぴいふる」のときに、この内容については、確か外した部分とかなんかが1つ、2つあったような気がするんですけど、その辺は、皆さん、御記憶は。

「あったような記憶がする。具体的にはわからないけどね。」と発声するものあり。

委員長 そうそう、ちょっと、僕も。

「意味不明なもの。」と発声するものあり。

委員長 そのようなもの。

「やつが、やつを外したのかな。」と発声するものあり。

「それと、あと個人名のほう。」と発声するものあり。

「個人名は、ふせたかもしれません。」と発声するものあり。

委員長 こともあったものですから、そのまま、今回、一応、今、協議していただいている項目についても、それと同等の扱いができるかどうかもありますけど。副議長。

意（副議長） 載せるとまずいという部分があれば、編集委員会のほうに戻してもらえればいいと思いますし、編集委員会の中でもそういう話があれば、特別委員会のほうにお諮りをするというところでいいのかなと思いますけども。

委員長 5番、柴田委員。

意（5） まず、回答をある程度考えて、その回答の文面にもよってくると思うんですけど、この質問だけでは、これだけ多分、意見等のあれでは、質問だとか意見では、多分、「ぴいぷる」のほうに全部載ると思うんですけど、回答が、この質問や意見に対しての回答がどのくらい入れられるものなのか、そこら辺のことを1回やらないと何とも編集委員のほうでは、ページ数を、例えば、ふやすのが要するに4ページになってしまうのかな、1枚ふやすと、裏、表。

委員長 内藤委員。

意（14） 議会だよりはこのままなんですか、意見だけなんですか。ホームページでは、回答を載せるとか。

委員長 いいですか、もう一度、ちょっと改めて。今、言われる部分は回答については、先ほどから言っていますホームページで回答するということは、一応、決まっていますので、そのままこの質問等、御意見等は、2ページの枠が今回あって、この部分については、そのまま載せても入る範囲ということなんです。入る範囲だけど、先ほどから言っているそのまま載せていいものか、全ての項目について、それをこの議会改革特別委員会の中で一応決めていただいて、そのまま載せるということであれば、そのまま編集委員会のほうに回すだけのことでありますので、それを確認したいわけですけど。

意見なし

委員長 それと、当然、それに伴って先ほどから出ています質問等、それから、意見等に対するの回答をですね、この議会改革特別委員会の中で回答していくうえで、ホームページに載せるのが、いつの時点かちょっとわからないんですけど、ある程度回数重ねてですね。皆さん、前はどのようにやったのですか。手分けして、その項目に対して回答を誰かに決めさせていただいて、回答をつくっていただいたか。それで、その回答の内容について、また、この委員会の中で内容確認ということだったのですか。小嶋委員。

意（15） 今までこれ、例えば、5）番の項目で言いますと6項目。それで6）番が8項目か、これ。これ全部が全部、今までやっていたのですかね。それぞれの質問、意見に対して、答えは。それぞれに対して。

委員長 11番、鷺見委員。

意（11） それぞれではなくて、これは答えなければいけないというのをピックアップしてやっていたと思います。そんなにたくさんではないと思います。

委員長 では、今の御意見で、確か、そう何項目も全てではなかったと思うものですから、きょうの時点では、どの項目について質問の回答なり、御意見に対するの回答をするかということを決めていただいて、次回に振り分け、振り分けしているかな、振り分けまではできないか。

「今回、きょう。」と発声するものあり。

委員長 14番。

意（14） 委員長、副委員長にお任せしますので、担当をね、これは答えなければいけないというものに対しても、決断というか、判断も、誰にするというのをお任せしますので。

委員長 はい、わかりました。

意（14） また、今後は、できれば、こういう資料、ここで、こうやってい

ても時間がかかるものですから、事前に資料はいただいていたけども、それに対する回答も、それぞれ考えてきていただくなり、何か、ちょっと、もうちょっと効率よく会議が進むようにしたほうがいいのかと思います。

委員長 今、内藤委員が言われたように、今後。もう一度繰り返しますけども、議会だよりのほうへそのまま載せるか載せないかは、これ、日にちはそんなにないものですから、これについてはどうですか、そのまま載せていいですか。

15番、小嶋委員。

意(15) 例えば、6)番ですね、御意見。例えば、期待していますとか、御検討してください。僕は、ここの部分はいらないと思う、全部が全部。要するに、「ぴいふる」のほうね。

委員長 はい、「ぴいふる」のほうですね。

意(15) 先ほど柳沢委員が言ったように、これからどんどんふえてきた場合、そういったことも考えなくてはいけないので、だから、ある程度抜粋というような感じで、一部抜粋というような感じで、括弧書きしておいて、全部が全部載せるというのは、僕は、必要はないと思うんだけど。

委員長 それも含めて、委員長、副委員長に。

「全部、丸任せ。」と発声するものあり。

委員長 それは、まずいでしょ。

「いや、いいです。このままで。」と発声するものあり。

「いいです。お任せします。」と発声するものあり。

委員長 いいですかね、では。

「あと、でき上がったものは。」と発声するものあり。

委員長 11番、鷺見委員。

意（１１）・・・

委員長 はい、改めて。

意（１１） はい、改めて出してください。

委員長 あの、次回の。

意（１１） はい。

委員長 次回の議会改革の委員会で報告させていただきます。そのようなことで、よろしいでしょうか。

### 意見なし

委員長 今、この報告会の議会だよりということでの公表についてということ、一応、協議いただきました。一応、委員長、副委員長に一部お任せしていただくということで、次回の議会改革特別委員会で、その内容については、また、皆さんに報告させていただき御意見いただきますので、よろしくお願いたしたいと思います。ほかに、その他として。

意（議長） きょうは御苦労さまでございますが、昨年というか、旧年度、委員長をやらせていただいたということも、責任もございますし、積み残しが、実はたくさんございますので。各行政委員のあれについては、この間、農業委員も含めて御理解いただいたところですので、ありがたいことなんです、1つは、積み残しの部分、例えば、各派代表質問制だとか、例えば、前年度、出てきましたいわゆる広聴会、あるいは、意見をいただくという部分についてのね、そういったものについての、今回はそういった差し迫っておる「ぴいふる」の話でございませうが、一つ、進めていただければなというふうに思いますので、お願いをしたいと思います。

委員長 きょうは皆さんにお配りしてある付議事項のみについて協議いただきましたけども、次回の議会改革特別委員会においては、前委員長が言われたように、継続の部分もありますので、その部分含めて委員会のほうで協議したいと思いますので、よろしくお願いたしたいと思います。

#### 4 その他

委員長 何かあれば、お願いいたします。

「なし。」と発声するものあり。

委員長 なければ、以上をもって議会改革特別委員会を終了いたします。

委員長挨拶

閉会 午後 0時05分

議会改革特別委員会 委員長

議会改革特別委員会 副委員長

特記事項：閉会后、次回開催日を6月18日、水曜日、議会運営委員会  
終了後に開催することを決定した。